

## 第一章 総則

名称	本会は、ローマ日本人会と称する。
目的	本会は、会員及びその家族の親睦・情報の交換をはかり日本国とイタリア共和国との親善の推進及び文化の交流に寄与することを目的とする。
場所	事務局所在地におく。
事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 会員相互間の親睦及び情報の提供。</li><li>2. 日本人学校教育協会 (AGIS) 学校運営理事会 (傘下に、ローマ日本人学校・ローマ日本語補習授業校・ローマ日本人幼稚園) の支援。</li><li>3. 会員相互の利益のための諸活動。</li><li>4. その他理事会の決定する事項。</li></ol>

## 第二章 会員

会員の種類	日本法人会員・ローマ法人会員・個人会員・特別会員・名誉会員の5種とする。
要件	日本法人会員は日本に本社がある法人・団体の現地法人・駐在員事務所とする。 ローマ法人会員はイタリア在留邦人がイタリア国内で経営する事業者・団体、又、日本人会の趣旨へ賛同し協力するイタリア国内の事業者・団体とする。 個人会員は、個人としてイタリア国内に居住し同国の滞在許可を保持する日本国籍を有する者、又はそれに準ずる者とする。 特別会員は、別途理事会にて認定した個人及び法人。法人はイタリア国内で経営する事業者・団体が条件とはならない。但し、日本国籍を有することは条件とはならない。 名誉会員は、本会に特に貢献ありと理事会が認定したものとする。

入会	会員になろうとするものは、当会の会長に対し加入の申込みを行う。 会長は理事会に諮り、これを理事会が認定するものとする。
退会	会員は、30日前までの書面による通知をもって退会できる。 但し、次の場合はただちにその資格を失う。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 会員としての要件の喪失。</li><li>2. 死亡、又は所属する事務所の解散。</li><li>3. 除名。</li></ol>
除名	会員が1年以上にわたり会費の納入を怠った時、又は本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反した行為を行った時は、理事会の決議により除名することができる。

## 第三章 会費

会費	会員種別により別途定める年会費を一括徴収する。 (なお、個人会員に関しては、年会費を月割り換算し、入退会月に応じた調整を行う。)
----	---

## 第四章 役員

役員	当会の総会の決議により、役員として25名以内の理事、及び2名以内の監査役をおく。 理事の互選により、会長1名、副会長1~2名をおく。 会長は、理事会や事務局と共に日本人会の運営を行い、必要に応じて各委員会への助言を行う。対外的に本会を代表する。 副会長は、会長を補佐すると共に、AGIS会長の役割を負う。
役員	役員
役員の任命	役員
役員の任期	役員
会長の任期	役員
役員の報酬	役員

## 第五章 名誉会長及び顧問

本会において、名誉会長及び名誉顧問、顧問をおくことができる。  
名誉会長は在イタリア日本国大使、名誉顧問は在ヴァチカン日本国大使、  
顧問は日本文化会館館長、及び、在イタリア日本国大使館公使とする。

## 第六章 総会

総会 総会は、通常総会を年1回開き、臨時総会は必要のつど開くものとする。  
決議事項 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

1. 会則の変更。
2. 解散。
3. 理事の選任及び解任。
4. 理事定数の変更。
5. 会費に関する規定の変更及び廃止。
6. 予算・決算関係書類の承認。

議 事 総会の議長は会長とし、会員総数の2分の1以上（委任状出席を含む）の出席をもって総会は成立するものとする。総会の議事は、出席者の2分の1以上で決し、可否同数の時は議長の決すところによる。但し、第六章決議事項のうち1. 2. 及び5. については、出席者の3分の2以上の同意を要する。

## 第七章 理事会

本会に理事会をおき、原則として月次に開催するものとする。  
次の事項は、理事会の議決を必要とする。

1. 法人会員の加入、及び法人・個人会員の除名。
2. 総会に提案すべき事項の決定。
3. 補欠理事の選任。
4. その他特に重要と認められる事項。

## 第八章 委員会

本会の業務執行機関として、理事会のもとに委員会をおく。以下の各委員会の運営を通じて本会の通常業務の執行にあたる。

1. 学校教育運営委員会。
2. レクリエーション委員会。
3. 総務委員会。

理事の互選により、各委員会の委員長を1名、副委員長を1～2名選出し、委員会の運営にあたる。

各委員会は必要に応じて適宜開催するものとする。

## 第九章 事務局

本会に事務局をおく。

総務委員長が兼任し、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。任期満了前の退任に伴い、新たに任された事務局長の任期は、前任者の残存期間とする。

事務局は以下のことを行う。

1. 会費の徴収。
2. 会報の発行。
3. 名簿の作成、管理。
4. 理事会並びに常任理事会の議事録の作成。
5. その他、本会の業務を遂行するに必要な事柄。

## 第十章 会計

事業年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

会長は、各事業年度の通常総会において、前事業年度の事業報告・収支決算書その他必要と思われる書類を作成・提出しなければならない。